



平成 26 年 4 月 9 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
福岡市博多区住吉 1 丁目 2 番 25 号
福岡リート投資法人
代表者名 執行役員 茶木 正安
(コード番号：8968)

資産運用会社名
福岡市博多区住吉 1 丁目 2 番 25 号
株式会社福岡リアルティ
代表者名 代表取締役社長 松雪恵津男
問い合わせ先 常務取締役 西尾 陽一
TEL. 092-272-3900

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成 26 年 3 月 6 日付日本経済新聞にて公告の通り、平成 26 年 5 月 22 日に第 6 回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）を開催する予定であり、本日開催の役員会において、下記の規約変更及び役員選任について本投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、下記の記載事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1 規約変更の主な内容及び理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）を改正する法律が国会で可決成立したことに伴い、以下の規定の新設または変更を行うものであります。
 - ①投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第 6 条第 2 項関係)
 - ②一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成 28 年 5 月 15 日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の 5 月 15 日及び同日以後遅滞なく招集される旨、また、必要あるときは随時招集される旨の規定をもうけるために変更を行うものであります。(変更案第 9 条関係)
 - ③上記の新設または変更について、上記の新設又は変更に関連する投信法の改正の施行日に効力が生じるとの附則を新設するものであります。(変更案第 45 条関係)
- (2) 投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、規約で規定する役員の内任を延長又は短縮することを可能とするための規定をもうけるために変更を行うものであります。(変更案第 23 条第 1 項関係)
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいいます。）に対する投資として運用することを目的とする旨の規定をもうけるための変更を行うものであります。(変更案第 31 条関係)
- (4) 本投資法人の運用資産に属する不動産について運営委託をすることを可能とするため必要な変更を行うものであります。(変更案第 33 条関係)
- (5) 投資信託協会が平成 25 年 1 月 4 日付で社団法人から一般社団法人へ移行したことに伴い、変更

を行うものであります。(変更案第 34 条関係)

- (6) 一般社団法人投資信託協会による「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正等を踏まえ、利益を超えた金額の分配に関する規定を整理するため変更を行うものであります。

(変更案第 38 条関係)

- (7) 上記のほか、表現の変更、統一及び明確化その他の整備、字句の修正並びに条文の整備等のために所要の変更を行うものであります。

(規約変更に関する詳細につきましては、別紙「第 6 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

2 役員選任について

執行役員茶木正安、監督役員新道弘康及び篠原俊の各氏は、平成 26 年 5 月 28 日をもって任期満了となるため、執行役員松雪恵津男、監督役員新道弘康及び篠原俊の各氏の選任（再任含む）についての議案を提出するものであります。

また、執行役員及び監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員八木聖二及び補欠監督役員三嶋良英の各氏の選任（再任）にかかる議案を提出いたします。

(役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第 6 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3 本投資主総会に関する日程

平成 26 年 4 月 9 日	本投資主総会提出議案の役員会承認
平成 26 年 5 月 1 日	本投資主総会招集ご通知の発送（予定）
平成 26 年 5 月 22 日	本投資主総会（予定）

以上

【別紙】第 6 回投資主総会招集ご通知

※本資料の配布先

兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、福岡経済記者クラブ、福岡証券金融記者クラブ

※本投資法人のホームページアドレス <http://www.fukuoka-reit.jp>

(証券コード 8968)
平成26年5月1日

投資主各位

福岡市博多区住吉一丁目2番25号
福岡リート投資法人
執行役員 茶木正安

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年5月21日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第18条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなされ、かつ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

現行規約第18条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成26年5月22日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グラント・ハイアット・福岡 3階 ザ・グラント・ボールルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員2名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正事項を本投資法人のホームページ (<http://www.fukuoka-reit.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である株式会社福岡リアルティによる「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）を改正する法律が国会で可決成立したことに伴い、以下の規定の新設または変更を行うものであります。
 - ①投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる旨の規定を新設するものであります。（変更案第6条第2項関係）
 - ②一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成28年5月15日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の5月15日及び同日以後遅滞なく招集される旨、また、必要あるときは随時招集される旨の規定をもうけるために変更を行うものであります。（変更案第9条関係）
 - ③上記の新設又は変更について、上記の新設又は変更に関連する投信法の改正の施行日に効力が生じるとの附則を新設するものであります。（変更案第45条関係）
- (2) 投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、規約で規定する役員の任期を延長又は短縮することを可能とするための規定をもうけるために変更を行うものであります。（変更案第23条第1項関係）
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいいます。）に対する投資として運用することを目的とする旨の規定をもうけるための変更を行うものであります。（変更案第31条関係）
- (4) 本投資法人の運用資産に属する不動産について運営委託をすることを可能とするため必要な変更を行うものであります。（変更案第33条関係）
- (5) 投資信託協会が平成25年1月4日付で社団法人から一般社団法人へ移行したことに伴い、変更を行うものであります。（変更案第34条関係）

- (6) 一般社団法人投資信託協会による「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正等を踏まえ、利益を超えた金額の分配に関する規定を整理するため変更を行うものであります。(変更案第38条関係)
- (7) 上記のほか、表現の変更、統一及び明確化その他の整備、字句の修正並びに条文の整備等のために所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第2章 投資口</p> <p>(投資口の払戻し)</p> <p>第6条 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。 (新設)</p> <p>第3章 投資主総会</p> <p>(投資主総会の開催頻度)</p> <p>第9条 本投資法人の投資主総会は、<u>2年</u>に1回以上開催する。</p>	<p>第2章 投資口</p> <p>(投資口の払戻し及び自己の投資口の取得)</p> <p>第6条 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。 <u>2. 本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとする。</u></p> <p>第3章 投資主総会</p> <p>(投資主総会の頻度)</p> <p>第9条 本投資法人の投資主総会は、<u>平成28年5月15日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の5月15日及び同日以後遅滞なく招集される。また、必要あるときは随時招集される。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p data-bbox="459 385 699 412">第 4 章 役員及び委員会</p> <p data-bbox="386 461 513 488">(役員の任期)</p> <p data-bbox="376 492 785 645">第23条 役員の任期は、選任後 2 年とする。ただし、補欠として又は増員のため選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p data-bbox="491 779 670 806">第 5 章 資産運用</p> <p data-bbox="386 842 600 869">(資産運用の基本方針)</p> <p data-bbox="376 873 785 1187">第29条 本投資法人は、中長期にわたり安定収益の確保を図ることを目標とし、主として不動産等（第31条第2項各号に掲げる不動産等をいう。以下同じ。）及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券（第31条第3項各号に掲げる不動産対応証券をいう。以下同じ。）等の特定資産に投資して運用を行う。</p> <p data-bbox="386 1321 491 1348">(投資態度)</p> <p data-bbox="376 1352 577 1442">第30条 (記載省略) 2. (記載省略) 3. (記載省略)</p>	<p data-bbox="890 385 1129 412">第 4 章 役員及び委員会</p> <p data-bbox="817 461 944 488">(役員の任期)</p> <p data-bbox="807 492 1216 739">第23条 役員の任期は、選任後 2 年とする。ただし、<u>投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げない。</u>また、補欠として又は増員のため選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p data-bbox="922 779 1101 806">第 5 章 資産運用</p> <p data-bbox="817 842 1031 869">(資産運用の基本方針)</p> <p data-bbox="807 873 1216 1281">第29条 本投資法人は、中長期にわたり安定収益の確保を図ることを目標とし、主として<u>不動産等資産（第31条第1項に掲げる不動産等資産をいう。以下同じ。）に投資し、加えて、不動産等資産以外の不動産等（第31条第2項各号に掲げる不動産等をいう。以下同じ。）及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券（第31条第3項各号に掲げる不動産対応証券をいう。以下同じ。）等の特定資産に投資して運用を行う。</u></p> <p data-bbox="817 1321 922 1348">(投資態度)</p> <p data-bbox="807 1352 1031 1442">第30条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>4. 本投資法人の運用にあたっては、第31条第2項に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の受益権への投資を基本とするが、投資環境、資産規模等によっては、その他の不動産等（第31条第2項に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の受益権を除いたものをいう。）及び不動産対応証券への投資を行う。</p> <p>5. (記載省略)</p> <p>6. (記載省略)</p> <p>(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>第31条 本投資法人が主要な投資対象とする不動産等及び <u>不動産対応証券とは、それぞれ、以下の第2項及び第3項に掲げるものをいう。</u></p> <p>2. 不動産等とは次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>不動産</u></p> <p>(2) <u>不動産の賃借権</u></p> <p>(3) <u>地上権</u></p> <p>(4) <u>不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合せて信託する包括信託を含む。）</u></p> <p>(5) <u>信託財産を主として第1号から第3号までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p>	<p>4. 本投資法人の運用にあたっては、第31条第1項に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の受益権への投資を基本とするが、投資環境、資産規模等によっては、その他の不動産等（第31条第1項及び第2項に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の受益権を除いたものをいう。）及び不動産対応証券への投資を行う。</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>第31条 本投資法人が主要な投資対象とする不動産等資産とは、<u>不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。</u></p> <p>2. 不動産等とは、<u>不動産等資産に加え次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(1) <u>不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合せて信託する包括信託を含む。但し、不動産等資産に該当するものを除く。）</u></p> <p>(2) <u>信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(6) 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産等に関する匿名組合出資持分」という。）</p> <p>(7) 信託財産を主として不動産等に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. 本投資法人は、上記に掲げる資産を<u>主要投資対象</u>とするほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(15) (記載省略)</p>	<p>(3) 当事者の一方が相手方の行う不動産等資産又は前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産等に関する匿名組合出資持分」という。）</p> <p>(4) 信託財産を主として不動産等に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 本投資法人は、上記に掲げる資産を投資対象とするほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(15) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(組入資産の貸付及び第三者のための担保提供)</p> <p>第33条 本投資法人は、特定資産である不動産について、運用を図ることを目的とし第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付を行うことを<u>原則とし、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸付を行うことを原則とする。</u></p> <p>2. 本投資法人は、不動産の賃貸に際し、敷金又は保証金等これらに類する金銭を受受することがあり、かかる収受した金銭を第29条及び第30条に従い運用する。</p> <p>3. 本投資法人は、運用資産に属する不動産以外の運用資産の<u>貸付け</u>を行うことがある。</p> <p style="text-align: center;">第6章 資産評価</p> <p>(資産評価の方法、基準、基準日)</p> <p>第34条 本投資法人の資産評価の方法は、以下の通り運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) <u>第31条第2項第1号から第3号までに定める不動産、不動産の賃借権及び地上権</u>取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。</p>	<p>(組入資産の貸付等及び第三者のための担保提供)</p> <p>第33条 本投資法人は、特定資産である不動産について、運用を図ることを目的とし第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付を行うこと、<u>又は運営委託契約を締結して委託を行うことを原則とする。但し、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸付を行うこと、又は本投資法人が当該不動産を当該信託の受託者から借り受け、第三者との間で、運営委託契約を締結して委託を行うことを原則とする。</u></p> <p>2. 本投資法人は、不動産の賃貸<u>又は運営委託</u>に際し、敷金又は保証金等これらに類する金銭を受受することがあり、かかる収受した金銭を第29条及び第30条に従い運用する。</p> <p>3. 本投資法人は、運用資産に属する不動産以外の運用資産の<u>貸付</u>を行うことがある。</p> <p style="text-align: center;">第6章 資産評価</p> <p>(資産評価の方法、基準、基準日)</p> <p>第34条 本投資法人の資産評価の方法は、以下の通り運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) 第31条第1項に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 第31条第2項第4号から第7号までに定める信託の受益権及び不動産等に関する匿名組合出資持分</p> <p>(3) ～(6) (記載省略)</p> <p>(7) その他の資産 前各号に定めのない資産については、投信法、<u>社団法人投資信託協会</u>（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額により評価する。</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、以下のように評価するものとする。</p> <p>(1) 第31条第2項第1号から第3号までに定める不動産、不動産の賃借権及び地上権並びに同条第5項第4号に定める地役権 原則として、第三者の不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいた価額とする。</p> <p>(2) 第31条第2項第4号から第7号までに定める信託の受益権及び不動産等に関する匿名組合出資持分</p> <p>第7章 借入れ及び投資法人債の発行</p> <p>(金銭分配の方針) 第38条 本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。 (1) (記載省略)</p>	<p>(2) 第31条第1項及び第2項第1号から第4号までに定める信託の受益権及び不動産等に関する匿名組合出資持分</p> <p>(3) ～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) その他の資産 前各号に定めのない資産については、投信法、<u>一般社団法人投資信託協会</u>（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額により評価する。</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、以下のように評価するものとする。</p> <p>(1) 第31条第1項に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権並びに同条第5項第4号に定める地役権 原則として、第三者の不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいた価額とする。</p> <p>(2) 第31条第1項及び第2項第1号から第4号までに定める信託の受益権及び不動産等に関する匿名組合出資持分</p> <p>第7章 借入れ及び投資法人債の発行</p> <p>(金銭の分配の方針) 第38条 本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。 (1) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、<u>当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として</u>、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、金銭の分配金額がなお投資法人に係る課税の特例規定における要件に合致しない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決めた金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3) ～(5) (記載省略)</p> <p>第11章 附則</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、<u>法令等（一般社団法人投資信託協会規則等を含む。）に定める範囲内</u>で、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、金銭の分配金額がなお投資法人に係る課税の特例規定における要件に合致しない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決めた金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3) ～(5) (現行どおり)</p> <p>第11章 附則</p> <p><u>(改正の効力発生)</u> <u>第45条 第6条第2項の新設にかかる改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口の有償での取得を認める旨を定める投信法の改正の施行日に効力を生じる。本項は、当該改正の効力発生後にこれを削除するものとする。</u> <u>2. 第9条にかかる改正は、投資主総会の招集公告の省略を認める旨を定める投信法の改正の施行日に効力を生じる。本項は、当該改正の効力発生後にこれを削除するものとする。</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員の茶木正安は、平成26年5月28日をもって任期満了となります。つきましては、平成26年5月29日付で新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案は、平成26年4月9日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

なお、本議案において、執行役員の任期は、現行規約第23条の定めにより、選任される平成26年5月29日より2年間となります。

執行役員候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職、並 び に 本 投 資 法 人 に お け る 地 位 及 び 担 当
松 雪 惠 津 男 (昭 和 30 年 8 月 5 日 生)	昭和55年4月 日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行 平成16年6月 同行人事部 参事役 平成17年4月 同行管理部長 平成18年7月 福岡地所株式会社出向 開発事業本部副本部長 平成21年7月 福岡地所株式会社入社 同社執行役員 開発事業本部副本部長兼ビル事業部長 平成22年8月 同社執行役員 経理部長兼総務部・財務部担当 平成23年6月 株式会社福岡リアルティ常務取締役企画部長 平成24年1月 福岡地所株式会社常務執行役員 平成24年6月 株式会社福岡リアルティ代表取締役社長（現職）

- ・執行役員候補者松雪恵津男は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社福岡リアルティの代表取締役社長を兼務しております。
- ・本投資法人との特別の利害関係 当該兼職を除き該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 該当なし。

第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員新道弘康及び篠原俊の両氏は、平成26年5月28日をもって任期満了となります。つきましては、平成26年5月29日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において、監督役員の任期は、現行規約第23条の定めにより、選任される平成26年5月29日より2年間となります。

監督役員候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職及び 本投資法人における地位
1	新道弘康 (昭和20年3月6日生)	昭和48年4月 弁護士登録 昭和60年4月 九州弁護士連合会事務局長 昭和61年4月 新道法律事務所開設(現職) 平成2年4月 九州弁護士連合会広報委員長 平成8年4月 福岡県弁護士会懲戒委員 平成16年7月 本投資法人監督役員 平成18年7月 本投資法人監督役員退任 平成22年11月 本投資法人監督役員(現職)
2	篠原俊 (昭和29年12月7日生)	昭和55年3月 公認会計士登録 昭和57年1月 公認会計士篠原俊事務所開設(現職) 昭和59年5月 税理士登録 篠原俊税理士事務所開設 平成19年5月 株式会社ベスト電器監査役(現職) 平成19年10月 本投資法人監督役員(現職) 平成22年1月 篠原・植田税理士法人設立代表社員 平成22年6月 三井松島産業株式会社取締役(現職)

- ・本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 該当なし。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員八木聖二の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案は、平成26年4月9日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
八木聖二 (昭和20年7月3日生)	昭和43年4月 株式会社日本不動産銀行(現 株式会社 あおぞら銀行) 入行 平成3年6月 同行取締役 平成8年6月 同行常務取締役 平成10年6月 福岡地所株式会社入社 平成13年6月 株式会社福岡シティ銀行(現 株式会社 西日本シティ銀行) 入行 同行取締役 平成14年7月 福岡地所株式会社入社 平成14年8月 同社専務取締役 平成15年8月 同社代表取締役社長 平成23年8月 同社取締役副会長(現職) 平成24年6月 株式会社福岡リアルティ取締役(現職)

- ・ 補欠執行役員候補者八木聖二は、福岡地所株式会社の取締役、及び本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社福岡リアルティの取締役を兼務しております。
- ・ 本投資法人との特別の利害関係 当該兼職を除き該当なし。
- ・ 本投資法人の投資口保有 該当なし。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

補欠監督役員三嶋良英の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員1名の選任をお願いするものであります。

補欠監督役員候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
三嶋良英 (昭和44年4月12日生)	平成6年10月 センチュリー監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 平成10年8月 アーサーアンダーセン宇野紘一税理士事務所(現 KPMG税理士法人)入所 平成11年11月 山田&パートナーズ会計事務所(現 税理士法人山田&パートナーズ)入所 平成12年5月 公認会計士登録 平成19年5月 公認会計士三嶋良英事務所開設(現職) 平成19年8月 税理士登録 平成21年6月 株式会社ジャルコ監査役 平成22年6月 同社取締役(現職) 平成23年10月 JALCOホールディングス株式会社 取締役(現職)

- ・本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 該当なし。

<参考事項>

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第18条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案については、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以上